昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成17年10月15日発行第346号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

宮の橋（宇都宮市）

2005. 10
No.346

－　目　次　－

□信頼される行政書士として・・・・・・・・・・・・2
□著作権ＤＶＤ研修会開催・他・・・・・・・・・・・3
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～6
□研修会開催のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・7
□平成１７年度屋外公共物講習会のお知らせ・・８～９
□成年後見制度に関する届出書の
一部改正等について・・・１０～１１
□おじゃましま～す・アドちゃんの談話室・１２～１４
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
□熊さん八っつぁんのパソコン談義・・・・・・・１６
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・１７
□会員の動き・お知らせ・・・・・・・・・・・・・１８

栃木県行政書士会

信頼される行政書士として

栃木県行政書士会 副会長　　宮 嶋 幸 雄

本年５月の定期総会に於て、副会長に選任され、新執行部の一員として会務を担うこととなりましたので、どうぞ宜しくお願い致します。

私の担当は総務部となり、今期も引き続き新会長のもとで職務遂行をしていきたいと思っています。

まず、今年度事業の一つとして計画されていた駐車場整備工事が９月３０日に工事業者より完成引渡しとなりました。アスファルト舗装となり会員のための駐車場として利用出来るようになりましたので報告致します。

さて、総務部では会則、諸規定の見直しを順次進めてまいりましたが、行政書士法の一部改正する法律が平成１６年８月１日施行された事に伴い、行政書士事務所の法人化、単位行政書士会や日本行政書士連合会の研修義務化そして何人も行政書士又は行政書士法人に懲戒事由に該当する事実がある場合は都道府県知事に対し適当な措置を求めることが出来ることとなりました。これらの大きな改正により、部会で栃木会会則や同施行規則の改正に取り組んできました。まだ、取り残しの部分がありますが、今回の一部改正は来るべき時代に対し、行政書士のあるべき姿を求めているものと思います。会員の資質向上のため研修会開催義務、法的能力の担保、依頼者に対応出来る業務知識の習得等が要求されています。そして自己責任の明確化により懲戒処分等の情報の公表が規定されています。これは職務に対する行政書士の規律意識を高めると同時に適正な業務執行を行い、より一層信頼される行政書士像を期待されています。

このことを受け、今後大きな変革期の中にあって、時代の流れに乗り、行政書士の存在を高めるため会務に打ち込みたいと思います。

会員の皆様のご協力をお願い致します。

著作権ＤＶＤ研修会開催

平成１７年９月７日（水）及び９月１０日（土）の両日、栃木県行政書士会館において、著作権ＤＶＤ研修会を開催いたしました。著作権概論、行政書士の著作権業務、著作権登録、プログラム登録などについて延１０時間の研修でした。

研修終了後、効果測定が行われ、規定の科目受講者全員が合格点を上回り、著作権相談員として日行連に名簿登録され、文化庁、㈶ソフトウェア情報センター、㈳著作権情報センターなどに報告されることとなりました。

著作権に係る業務は、今後も拡大が見込まれる分野ですので、会員の皆様のますますの研鑽と、次回以降の同研修会への積極的なご参加をお願いいたします。

（業務研修部　渡辺良樹）

研修会開催

９月２０日（火）午後１時３０分より、行政書士会館において「有限責任事業組合 LLP 法」の研修会が開催されました。

研修部の渡辺良樹先生が講師となり、平成１７年８月１日より施行された日本版 LLP 法について、この組合の特性や組織編制、設立方法などの詳細について行われました。

有限責任事業組合とは、民法（第 12 節 組合）の特別法として管轄は経済産業省であり、個人または法人が出資し、それぞれ出資の価額を責任の限度として、共同で営利を目的とする事業を営むための組合であること。組合契約をもって成立し、定款認証を必要とせず、最低資本金は２円以上で設立できる（対抗要件として登記は必要）。

私達が業務として関わってきた会社法の改正も行われ、新会社法が来年施行され予定ですが、今回研修をした有限責任事業組合の設立も、これから需要の見込まれる業務だと感じました。

（業務研修部　風間　洋）

第１回基礎研修レポート

平成１７年　９月２７日（火）に第１回目の基礎研修が開催されました。

登録数年の新人を対象に開催されましたが、９名の方の参加で自由な感じでの講義・講習だったと言う感想です。一般社会では、独立だ！　自営だ！自分の本当の力を今こそ試す時！等々、無責任に独立・自営を煽る情報が氾濫しているが、いざ１人になってみるとその心細さはない。私たち行政書士に関してもその状況は同じで、開業はしたが何をどのようにやったらよいか、また、仕事は何処にあるのか、本当にこの商売でやって行けるのか、考えると眠れない夜もしばしば。今回の研修では、午前中、行政書士が取り扱う主な業務の解説を中心に、前澤　眞一先生に講義をしていただきました。午後は、事務所経営の指針ということで、営業から事務所の管理に至る内容で、松岡敏郎先生に講義をしていただきました。研修部としては、少し欲張りすぎた内容だったか、の反省はありますが、新人会員の不安が少しでも払拭されたならば幸いです。

最後にベテラン行政書士の先生からの言葉を紹介して終わります。

それは、行政書士に一番必要な心構えは？という問いに答えたものです。

《恥をかくことを恐れず。　汗をかくことを惜しまず。》だそうです。

（業務研修部　石田　稔）

書士会日誌　2005.9

日 / 曜日		内　　容	出　　席　　者	No. 頁
１日	木	制度推進部会	会長　堀越副会長　石塚部長　小室副部長 岩本理事　鈴木理事	①
２日	金	日行連全国事務局長会議	増田局長	②
６日	火	研修会会場設営	風間部長	③
７日	水	業務研修部研修会（著作権）	前澤副会長　風間部長　渡辺専門部員	P3
９日	金	広報部会	秋田副会長　新井部長　清水副部長　山本理事 田代理事　大石理事　金敷専門部員	④
10日	土	業務研修部研修会（著作権）	風間部長　渡辺専門部員	P3
12日	月	日本司法支援センターに関する意見交換会	会長	⑤
14日	水	会計精査	松本副部長	⑥
		業務開発部会	秋田副会長　毛塚部長　手塚副部長　松岡理事 井上理事　廣田理事	⑦
15日	木	総務部会	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長 齋藤理事　鈴木理事　和賀井理事	⑧
16日	金	正副会長・部長・委員長・制度推進部 支部長会議	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長　岡井部長　柳川部長　新井部長 石塚部長　風間部長　毛塚部長　田渕委員長 神山委員長 小室副部長　岩本理事　鈴木理事 齋藤支部長　殿岡支部長　石田理事　青木支部長 市村支部長　大石支部長　高野支部長　篠原支部長	⑨
20日	火	少額訴訟	柳川部長　松本副部長	⑩
27日	火	業務研修部研修会（基礎研修）	風間部長　石田副部長 講師：前澤副会長・松岡（敏）理事	P3
		研修部会	前澤副会長　風間部長　石田副部長　江藤理事 松岡理事　江連理事　渡辺専門部員　市川専門部員	⑪

①制度推進部会
１日　ＰＭ１：３０～ＰＭ４：００

【内容】
１．強調月間団体訪問について
２．無料相談の相談員について
３．その他

【決定・検討事項】
１．平成１７年１０月６日（木）午前９時３０分より、関係２６団体に対して２班編制により訪問し、制度の周知を計る。
２．研修部２名要請、制度推進部２名
３．強調月間のＰＲ
浅野会長ＮＨＫＦＭラジオ出演
（９月１６日午前１１時１５分頃）
官公署の窓口に案内板の設置の検討

②日行連全国事務局長会議
２日　ＰＭ１：００～ＰＭ５：３０

【内容】
１．公益法人会計基準の改正について説明
総務省大臣官房管理室
参事官補　井戸淳理氏
２．個人情報保護法への対応について説明
（株）損害保険ジャパン・リスクマネージメント
ＲＣ事業部マネジメントシステム支援室
課　　長　山本　匡氏
３．職務上請求書に係わる諸問題について説明
総務省自治行政行政課
課長補佐　佐々木寛道氏
その他　各単位会との意見交換会

③法定業務研修会場設営・資料確認
６日　ＡＭ１０：００～ＰＭ２：００

【内容】
・９月７日に行う法定業務（著作権）ＤＶＤ研修会場設営
・パソコン・ＤＶＤ機器・研修資料チェック
・予備用パソコンへのＤＶＤドライバーのインストール

④広報部会
９日　ＰＭ１：３０～ＰＭ５：１０

【内容】
１．行政とちぎ９月号編集について
２．ホームページについて
３．カレンダーについて
４．イベントについて

【決定・検討事項】
・お昼はＡＭ１２？ＰＭ０？
・ホームページをもっとわかりやすくするために、ダウンロードは別に利用しやすいようにする。
・ioffice を利用したアンケートを実施する。
・掲示板について、広く意見を受け止めるためと出された意見を前向きに捉える事から、当面状況のままとする→管理の基本は明確に。
・カレンダーは、歌川広重「いろは壁神佛名所寿語六」
・会報とＨＰの連係プレーで広報活動を深める。

⑤日本司法支援センターに関する意見交換会
１２日　ＰＭ２：００～ＰＭ４：３０

【内容】
・総合法律支援法が平成１６年６月２日公布施行された。
・平成１８年４月に支援センターが法人化で設立。同年１０月に業務開始。
・役員は１０名、法務省関係、栃木県知事、宇都宮市長等
・出席者　県内市町村等で８０名

⑥会計精査
１４日　ＡＭ１０：００～ＰＭ１２：００

【内容】
会計精査（７月～８月分）一般会計・頒布品会計

⑦業務開発部
１４日　ＡＭ１０：３０～ＰＭ１２：００

【内容】
１．「遺言・相続・成年後見等出張無料相談会のご案内」に対する対応。
２．報酬額統計調査。
３．業務マニュアルの作成。
４．栃木県の産廃の診断書類についての担当課との協議決定事項の報告。
５．行政改革に伴う外部委託事業の受託推進について。
６．新しい業務開発についての研究。
　建設工事紛争審査会への審査請求手続き
７．その他
　某公共施設長より相談会依頼があった場合の対応は制度推進部と協議すること。

【決定・検討事項】
１．壬生町社会福祉協議会より、相談会依頼があり、平成１７年１０月２５日（火）１３：３０開催、開発部員全員にて対応すること。松岡・井上・廣田部員が講師となり説明会資料を作成する。部長が打合せに行く。
２．他県より収集した資料の内容を研究。アンケートの採り方等を各自次回まで考えをまとめて、次回も継続して検討する。
３．次回部会までに、業務マニュアル（案）を松岡部員が作成する。
４．協議決定事項は、金敷広報部員が、広報誌に掲載のとおり。研修については市川研修部員にお願いした。
５．栃木県の建設業入札資格審査書類受付業務を当会が外部委託できるよう推進する。他県の状況資料を収集し、担当課と協議できるか検討する。

⑧総務部会
１５日　ＰＭ１：３０～

【内容】

１．平成１７年度具体的事業の推進について

①会則・諸規定の見直し

・会員証の見直しを検討・会館管理規則の件等について協議し、１２月の理事会に諮る。

②新規登録１件・変更登録１件に関する申請書類の検討を行い承認した。

③会員の福利厚生事業（山梨一泊旅行）参加状況の検討を行い、再度参加呼びかけを行うこととした。

④一般からの苦情２件に対する対応について具体的協議を行い総務部長対応。

⑤その他。ＨＰ掲示板掲載書き込みの件について検討し、今後の課題とすることとした。

※日行連から文書「事業、財務及び懲戒処分の情報の公表」に関する規則について資料配付を行いこの件について協議した。

⑨正副会長・部長・委員長・制度推進・支部長会
１６日　ＰＭ１：３０～ＰＭ５：００

【内容】

１．平成１７年度事業推進状況について各部長より報告した。

２．行政書士制度強調月間の取り組みにいついて協議した。

３．各支部からの要望について協議した。

４．その他各支部会費未納者の対応について協議した。

⑩少額訴訟
２０日　ＰＭ１：３０～ＰＭ３：３０

【内容】

少額訴訟　第１回口頭弁論

（宇都宮簡易裁判所にて）

⑪業務研修部会
２７日　ＰＭ３：３０～

【内容】

本年度後半の研修会の実施の詳細について

・プログラムされている研修について、各担当者より準備のための進捗状況の報告について。

・司法研修の対応について

【決定・検討事項】

・司法研修の実施につき、白鴎大学との協議内容につき、群馬県で行われる関地協の際に茨城会・群馬会に声をかけ、３県共催で行えるか否かを検討する。

・伝達研修１０月６日～１０月７日について研修部からの出席者を決めた。

⑫正副会長・総務部長会議
２８日　ＰＭ４：００～ＰＭ６：３０

【内容】

１．職員に関する人事案件について協議。

２．自販連問題への対応につき、協議結果報告。

３．関地協（群馬会主催）の対応につき決定（１１月２１日、１１月２２日）

４．広報部の会報発行に関する対応につき協議。

研 修 会 開 催 の お 知 ら せ

研修会を下記により開催しますので、ご参加下さい。

記

１．公証人制度についての研修会

○日　時　平成１７年１１月８日（火）午後１時３０分から午後４時
○場　所　栃木県行政書士会館
○講　師　公証人　草深重明　様
○受講料　５００円

	研修項目	研修内容
13：30～15：30	公証制度の概要	1.　遺言公正証書について 2.　任意後見契約について 3.　会社定款の電子認証について 4.　新会社法について

２．パソコン研修会

○日　時　平成17年11月29日（火）午後１時３０分から３時３０分
○場　所　栃木県行政書士会館
○講　師　行政書士　田代　昌宏（敬称略）
○受講料　５００円

	研修項目	研修内容
13：30～15：30	電子申請手続について	１．総務省の電子申請体験システムを利用し、行政書士が代理申請を行うための手順を学ぶ。 （総務省のサーバーの状況によっては、内容を変更する場合があります。）

※ 研修会に参加される方は、下記の参加申込書を利用し、事務局宛ＦＡＸ又は郵送で出来るだけ早目にお申込み下さい。
　ＴＥＬ　０２８－６３５－１４１１　　ＦＡＸ　６３５－１４１０

研修会参加申込書　平成１７年　　月　　日

※参加される研修の番号に○をお付けください。

１．公証制度についての研修会　　**支部名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．電子申請手続きについての研修会　**氏　名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成１７年度屋外広告物講習会のお知らせ

宇都宮市

宇都宮市内で屋外広告業を営む方は、宇都宮市屋外広告物条例の規定により、各営業所ごとに屋外広告物講習会の修了者等を置くことが義務づけられています。

そのため、これから屋外広告業をはじめようとしている方、あるいは、現在屋外広告業を営んでいる方で、営業所に講習会修了者等を設置していない方は、必ずこの講習会を受講してください。

１　開催日時　平成１７年１１月３０日（水）　午前９時から午後５時まで

２　時間割

9:00	10:30	12:30	13:30	16:30
受付	屋外広告物法規	屋外広告物の表示方法	屋外広告物の施工	閉講

３　開催場所　宇都宮市旭１－１－５
宇都宮市役所１６中会議室

４　テキスト　「宇都宮市屋外広告物関係例規集」ほか
※受講時に配付いたします。

５　申込期間　平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）まで

６　申込場所　宇都宮市役所　都市開発部　都市計画課（市役所庁舎11階）

７　受講手数料　３．０００円。

屋外広告物講習会受講申請書提出時に現金にて納入。（その際に、領収書を発行いたします。）なお、郵送で申し込む場合は、受講手数料を現金書留にて送付願います。また、申請書には写真の貼布が必要になります。（申請前６か月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦５cm×横４cmのもの１枚）

8　講習科目の一部免除

（１）次の資格を有する方については、「屋外広告物の施工に関する課程」の講習が免除されます。いずれかに該当することを証する書面を講習会受講申請の際に添付してください。

①　建築士法第２条第１項に規定する建築士

②　電気工事士法第２条第４項に規定する電気工事士

③　電気事業法第４４条第１項第１号から第３号までに規定する主任技術者免状の交付を受けている方

④　職業能力開発促進法に基づく次に掲げる方

ア　公共職業訓練又は認定職業訓練の課程を修了した方（帆布製品製造科に係るものに限る。）

イ　職業訓練指導員の免許を有する方（帆布製品科に係るものにる。）

ウ　技能検定に合格したもの（帆布製品製造に係るものに限る。）

エ　旧職業能力開発促進法に基づく養成訓練又は能力再開発訓練の課程を修了した方（帆布製品製造科に係るものに限る。）

（２）その他、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、市長の認定を受けることができる要件を満たす方は、講習の課程が一部免除となる場合があります。（詳しくは下記までお問い合わせください。）

9　講習会修了証の交付

全講習科目（一部免除者は「屋外広告物の施工に関する課程」を除く。）を受講した方には、講習会修了後、講習会修了証を交付します。

※　受講開始時刻に３０分以上遅刻した場合及び受講途中に退席した場合は、受講したとは認められませんので、あらかじめご了承ください。

お問合せ先

〒３２０－８５４０
宇都宮市旭１－１－５
宇都宮市役所
都市開発部　都市計画課　都市景観グループ（市役所庁舎１１階）
電　話　０２８－６３２－２５６８
ＦＡＸ　０２８－６３２－５４２１

平17全事会第78号
平成17年9月15日

会　員　　殿

全国銀行協会
事務システム部

成年後見制度に関する届出書の一部改正等について

当協会では、平成12年4月から新しい成年後見制度が開始されたことに伴い、成年後見制度に関する届出の受入体制の整備を中心に銀行実務上の取扱いを取りまとめ、通達を発出しております（「新しい成年後見制度に係る銀行実務上の対応について」（平11.12.20付平11全事会第31号）参照）。

本通達において、成年後見制度に関する届出の提出を受けるにあたっては、家庭裁判所の審判を受けた証明として、登記事項証明書のほか、審判書およびその確定証明書によることも可能としております。

審判書については、理由欄に被後見人等の病歴等を詳細に記載したものがあり、プライバシー保護の観点からは提出を求めるのが適当でない場合もあることから、当協会では、上記通達における成年後見制度に関する届出の取扱いについて、下記のとおり一部改正等することといたしましたので、ご連絡申しあげます。

各行におかれましては、この取扱いを参考に、本年10月中を目途に行内の事務手続き等を見直していただきますようお願い申しあげます。

なお、本件につきましては、日本弁護士連合会および日本司法書士会連合会等の関係者に対し、会員宛の周知を依頼しておりますので申し添えます。

記

1．審判書の取扱い

審判書については、審判書謄本から理由部分のみを省略した銀行届出用抄本（別添1の参考例を参照）が家庭裁判所において発行されるため、審判書の提出を求める場合には、審判書の銀行届出用抄本（理由部分のみを省略したもの）およびその確定証明書の提出を受ける。

ただし、審判書の理由中に被後見人等のプライバシーに関する記載がない場合には、従前どおり審判書謄本の提出を受ける取扱いとすることも差し支えない。

なお、成年後見制度の創設にあたって、その公示方法は登記制度に改められたことから、成年後見制度の届出を受けるにあたっては、原則として登記事項証明書の提出を求めることとし、審判書の提出を受けるのは、登記が終了するまでの間に、後見人等から銀行取引の申出を受ける場合に限るという対応が望

ましい。

（注）登記事項証明書の提出を受けるとともに、審判書の提出を求めているといったケースがあるとの指摘もあるが、上述のとおり成年後見制度の公示手段としては登記事項証明書となるため、審判書の提出は不要と考えられる。

2．成年後見制度に関する届出書の参考例の一部改正

上記1により、全銀協通達の「成年後見制度に関する届出書の参考例」を別添2のとおり一部改正する（網掛け部分が修正個所）。

3．その他

成年後見制度の銀行取引に関して、後見人等から届出印鑑（銀行取引印）について、当協会から取引印を実印に指定しているのかという照会が寄せられている。

全銀協通達では、成年後見制度の届出にあたっては、届出書に後見人等の実印を押印してもらうことを想定しているが、取引印については、同通達では後見人等の実印とする等の制約は設けていないので留意いただきたい。

以　上

照会先：事務システム部　川辺、小林、中條　℡　03-5252-3713

おじゃましま～す！

今月のおじゃましますは、最近入会された会員は余り知らないと思いますが我々の大先輩であり、宇都宮支部と云うより栃木県行政書士会の重鎮である住吉和夫先生の事務所を訪問致しました。

事務所は河内町役場の入り口の街道脇にあり、広い駐車場に、こぢんまりとした和風建築一戸建であるが、事務所のドアーは一変洋風で、室内は明るく広々として落ち着いた理想的な感じを受けました。約束の時間より少し早くの訪問で、パソコンを前に仕事をなさっており、来客もあり忙しい中快く迎えて応接室で話を伺いました。年齢的には先生は少し先輩であるが同世代であり、気安く話を合わせて下さり人の対応は斯くあるべきと先ず最初に教えられた。

河内町白沢と云えば江戸時代の五街道の一つで、唯一宇都宮から分岐する奥州街道の一つ目の宿として往古から賑わった所である。事務所から役場を過ぎた辻を下ると昔の面影が残る家並みと両側に掘割名残のり水路があり、歩道は白を基調としたカラー舗装がされているが、昔の縁が偲ばれる街並みである。

往古の律令時代には東山道が下岡本の台地を通り、江戸時代に入り奥州街道の宿場町として栄えた。明治に入り三島県令が宇都宮以北は現四号線の道筋となる新陸羽街道を建設してから河内町の台地は主要街道から遠退いてしまう。

前書きが長くなってしまったが先生の紹介を。氏名　住吉和夫、事務所、河内町大字白沢４９０－１、入会年月日　１９７５年１１月。専業であるが他に役職多く多忙で、他に書士が二人おられ数多い業務を分担しているとのこと。その略歴を紹介します。生業は農家であったが、行政書士制度を知り勉強、試験に合格し入会したが、業務も確立していない時代、未だ専業の書士はなく、職域確保の模索や業務の自主研究会を立ち上げての毎日で在ったという。

１９７９年理事就任、１９８５年５月～１９９１年５月まで３期栃木県行政書士会長として行政書士の地位向上と職域確保に活躍された。その間、理事時代に発議した行政書士会館建設に県や市の協力を得て着手して、１９８９年１０月３１日竣工する。当時自前の会館は全国で静岡会、東京会についで３番目であった。

そして、１９９３年栃木県行政書士会としては、先日物故された鈴木金蔵先生に次いで二人目の日本行政書士会連合会の会長職に就任される。

日行連の会長に就いてからも、初心である行政書士の地位向上を主導し栃木会で目指した資質向上は元より行政書士制度のＰＲに力を傾注された。また、行政書士制度を社会的に認知してもらうには政治活動も必要であると日政連活動にも力を注いで認知を計ると共に、監督官庁である自治省にも働きかけ、複雑多様化してゆく社会機構の中で国民生活と行政との円滑な橋渡しを担う行政書士制度の活用を説きその存在をアピールしたと当時を話して下さいました。尚、当時は地方議員には行政書士の会員がいなかったが、栃木会がその先導役を勤めた恰好になり現知事始め、先生自身も河内町の議員になり現在は全国でも数多くの会員が名を連ねるようになった。

２期で後進に道を譲られ、現在も尚栃木会の相談役として後見役を務められ、時には支部に招かれて持論を説き併せて事務所経営のノウハウを講じられている。経営感覚の要点は利益優先ではなく書士の根本である国民と行政の橋渡しに対する報酬でお礼的な対価であると持論を説いている。

話が自分も好きな旅行に及び、これ又、我等に及ぶべきもなく、国内は勿論海外旅行は１０回に及び特に中国へは３～４回は行っており印象に残

っているのは敦煌であったと云う。過ぐる３０年前、井上靖の「敦煌」を読み、荒野の屹立した断崖に眼窩の洞窟を目の当たりにしたようなショックを受け、最近文庫本を読み返し世界の何処よりも行ってみたい思いに駆られていた。

此の稿を書く参考にと奥州街道白沢の宿を検索したら何と先生が主宰している「奥州街道白沢宿の会」があるではないか、これでは下手な宿の説明も出来ないと稿を練ったが思うように書けなくなってしまった。先生もお人が悪い？　おっしゃって下されば取って置きのネタを聞き出したものを！、と後の祭りであった。宿の歴史や旅行談は後日改めて伺い「あどちゃん」の記事にしたいと思いますので宜しくお願いします。

（広報部）

六十路のドライブ

其の２「伊勢から奈良長谷寺と室生寺へ」

車が好きで、六十路過ぎになっても長距離ドライブに出掛ける。平成３年７月、いつの日か訪れたいと願っていた、三重県との県境近くにある、奈良室生寺と長谷寺に、往古の旧街道（伊勢本街道）の山越えをした時の話である。

生家が、伊勢市から奈良大台ヶ原を源流とする清流で、宮川を遡ること１７～８キロ余の町（村里）である。宮川は四国、四万十川に匹敵する清流で、国土交通省の清流日本一にも２～３度顔を出しているが東国の人は余りご存じない。

生家から更に宮川を１０キロ遡り熊野街道国道４２号線沿いの町に出て北上し、伊勢自動車道多気ＩＣ手前から国道３６８号線和歌山別街道に入り、１６６号線和歌山街道に合流する。道をそのまま西下すれば良かったのに和歌山街道と別れ、地図上最も目的地に近い３６８号線に固守したのが、今回の話の中身である。飯南町六番組から仁柿川、長瀬、吹ケ野、上仁柿に至る頃は国道とは名ばかり道幅はいよいよ狭くなり土地の人に行き先の道路事情を聞いても要領を得ない。多分土地の人々は国道とは名ばかりの山越え等考えもしなかったのではなかろうか。村里も過ぎ山道にかかる。薄暗い杉木立のつづら折りが続くこれぞ本当の山道に等しく時折立っているルート３６８号の標識がなければ前へ進めない状況、勾配も増し、行き交う農作業車や軽トラックとてなく心細い限り、途中崖崩れで道幅がすれすれの箇所もあり漸く峠を越える。

一般的な道路地図には詳細な注意書等はなく、国道、地方主要道、県、市道の区別だけの地図が殆どであり、後日買ったツーリングマップに漸く前述した箇所の注意書きに「とても狭い峠道林中の暗い道」との記載があり自身が感じた通りの指摘であった。

やっと峠を越えると、道幅は少し広くなり走行には不便を感じないが行き交う車は一台もなし。奥立川を過ぎ上多気小津の交差点に着く。此処は昔、南朝の重鎮北畠氏の館跡と北畠神社があるところ。伊勢国司の北畠氏が美杉村のこの多気に本拠を置き、居城を構え有力武将として成長したことから京の公卿や武将の往来があり、城下町として栄えたが、室町末期北畠氏が滅亡すると共に衰退した経緯がある。その後江戸時代伊勢詣でが流行ると伊勢本街道の宿場町として生まれ変わり賑わいをみせたと言われるが辺境そのもの、今も益々以て一層の過疎化が進んでいる様子ある。

狭い路地のような街道に低い屋根の民家が寄り添って建ち並んでいる、今でも黒染めの衣に宗匠頭巾を被り杖をついて歩いていても奇異な感じがしない宿場町と言ってしまっては土地の人々に失礼だろうか。

伊勢は芭蕉を始め多くの俳人文化人を排出した国柄でもある。また、伊勢、熊野の両大社をかかえ昔は多くの旅人が紀伊、大和、畿内、尾張美濃から両地を訪れるルートが数多くあった。大和から伊勢に入るには、今は一般的には奈良経由名張～久居、松坂。或いは天理～名阪、伊勢自動車道路が一般的である。和歌山からのルートは和歌山街道がある。往古は街道名から察すれば伊勢本街道が一般的ルートであったと知り、現今の車社会

の時代に車も行き交わない恐る恐る通り抜けてきた道が昔は人の往来の多い街道だとは思いもしなかった。

とにかく前へと更に山道に入る、真新しい御坂トンネルを抜け山を下ると名松線(紀勢本線松阪)の終点伊勢奥津に着く。此処は久居からの主要地方道十六号線久居～美杉線の最終地点でもあり、文字通りの「伊勢の津」の最奥である。

此処までの道路事情を考えると、引き返すか青山町に出て初瀬街道径由にしょうかと弱気の虫に迷ったが地図上ではもうすぐ奈良との県境、迷いを振り切って山越え西下する。

おそらく地元の人々は遠い異境の栃木ナンバーの車に気がついたかは分からないが当地の人にとってみれば首都圏とは考えられず、栃木の人間が何を好んでこんな山奥にまで迷い込んで来たのだろうかと思ったに違いない。

峠を過ぎるとなだらかな尾根道が続く、県境を越えると山肌が変わったように見えるが植林の所為か。道路事情もよく御杖村の村営バスが奥津まで通っているとのこと。山道を下り一般道に出ると、直ぐに御杖バイパスとの三叉路に出る。此処には奥香藩温泉があり日帰り温泉客の人も多いという。

直進すれば三重県名張市に、右折してバイパスを西下する。桜峠を径由曽爾村を通り交通量の少ない国道２９８号の二車線道路を尚も西下する。名張～曽爾線を過ぎると室生村に入る。栂坂峠を下ると目的の室生寺に至る室生川沿いに走る県道２８号線との三叉路にいたるが、帰路に寄ることにして榛原町に向かう。近鉄大阪線の手前の交差点から国道１６５号線（初瀬街道）を直進、ガードを抜け５キロ程で長谷寺の門前町に到達した。

とにかく地理不案内な土地のドライブでは道路地図が唯一の頼りである。中には国道とは名ばかりの道路もあり、他郷の長距離ドライブには最新の情報が肝要であるがミステリアスなドライブもまた楽しからずやである。

度会　敏

お　知　ら　せ

市町村合併による変更登録について

市町村合併に伴い、本籍・住所・事務所所在地等に変更が生じた場合は、行政書士変更登録申請をする必要がございます。該当する会員は、下記の書類を事務局までご郵送してください。

１）行政書士変更登録申請書
　※申請書は「行政とちぎ」２００５．１月号１５ページに掲載されていますので、コピーしてご利用ください。

２）市町村長の証明書
　※住所及び本籍それぞれについて市町村長が証明した当該会員名の入った証明書

３）写真２枚（縦３㎝×横２．５㎝）

なお、不明な点は事務局までご連絡ください。
事務局 TEL 028-635-1411

長い間ご苦労様でした！

事務局の岡田さんが本年１０月３１日をもって、退職することになりました。

事務局内ではいつも笑顔の岡田さんでしたが、特に広報部においては無くてはならない存在として、会員のお手元に届いている会報作成に長年に渡って尽力をつくされてきました。

また、この会報は昨年９月号からＤＴＰソフトの InDesign で作成しデータにて印刷会社に渡すようになり大変ご苦労なされたことと思います。

長い間、大変ご苦労様でした。

（広報部一同）

長い間、大変お世話になりました。
事務局　岡田

支 局 情 報

【鹿　沼】

研修会開催

９月２日午後３時より、鹿沼市民情報センターにおいて、研修会が開催されました。

講師は､鹿沼市役所市民部戸籍課小林係長で｢戸籍の沿革、見方等｣業務に、即必要な詳しいお話に、会員、補助者１４名が参加し、熱心に研修されました。

この有意義な研修が、今後の業務に生かされていく事は、間違いないと思います。

（支局長　山ノ井一男）

【宇都宮】

宇都宮支部理事会開催

９月２８日、すっかり秋の空となったすがすがしい日、宇都宮支部の第３回理事会が開催され、理事・監事１３人が出席した。

齋藤支部長の３０分にわたる熱のこもった挨拶の後、今後の支部活動について細かい検討がなされた。

行政書士制度強調月間に向けた関係機関へのポスター配布など例年の事業に加え、支部研修会、懇親会のほか、支部独自の活動がいくつか予定されている。これらをひとつひとつ丁寧に精力的に行っていくことで、支部活動を充実していくことを確認した。

同時に開催された日政連支部幹事会では、諏訪利夫宇都宮市議会議長・議長就任祝賀会など大きな事業の成功に向けて論議がかわされた。

この秋のいくつかの事業実践については次号・次次号で詳細な報告を行う予定だ。

（支局長　深見　史）

１１月の「行政書類手続き相談」

日　時:平成１７年１１月１４日（月曜日）
午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：前澤眞一・深見　史

【小　山】

秋の交通安全県民総ぐるみ運動実施

平成１７年９月２１日水曜日、午前７時より、小山市羽川交差点にて、小山警察及び他の関係団体と共に、秋の交通安全県民総ぐるみ運動を実施しました。小山支部から５名の会員たちが集い、行き交う運転手の方々に安全運転を呼びかけ、綿棒とカットバンを配りました。

過去５年間の小山警察署管内の交通事故発生件数を平均すると約１７００件強、その内死亡事故は約１７件にものぼる。この数字を多いと見るか少ないと見るかは、一人ひとりの安全への認識に係わってくるのではないでしょうか。一日も早く交通事故で泣かれる方が０になる様、呼びかけて参りたいと思います。

（支局長　土方美代）

熊さん八っつぁんのパソコン談義

熊／おれさぁ、パソコン買っちゃったよ。
八／てぇーしたもんだ。
熊／ところがさぁ、OS だのツールだのオプションだのアプリケーションだのアイコンだのコマンドだのプロパティだのアカウント、デバッグ、デバイス・・・もうきりがねぇよ。あっぷあっぷ。あっぷついでに、アップデート、アップグレード、アップロードもあるなぁ。
八／そんなの、ここでぐだぐだ言ってねぇで、整理してもらいに行こうぜ。
熊／そうだな。ここんとこ、あんまりこんがらかってるんで、おれさ、パソコンって「破底無」か、と思ったぜ。
八／破底無。熊さんにしちゃぁ上出来だよ。

パソコンの中にはＣＰＵ･メモリ等様々な装置（デバイス）が入っています。これらを人が直接動かすことはできません。そこで橋渡しをしてくれるのがＯＳ（オペレーティング・システム）です。パソコンはＯＳがなければただの箱です。現在主流のＯＳはＷｉｎｄｏｗｓＸＰですね。

そして、ワードやエクセルといったＯＳの上で動作するソフトウェアを「アプリケーション」と呼びます。ＯＳもアプリケーションも最近のものは規模が大きく内容も複雑です。このため、発売後に欠陥の修正（デバッグ）が行われることが多く、更新（アップデート）が必須となっています。

最近次期Ｗｉｎｄｏｗｓである「Ｗｉｎｄｏｗｓ　Ｖｉｓｔａ」の姿が見えてきました。こうした新バージョン・上位バージョンへの入れ替え（アップグレードもしくはバージョンアップ）はトラブルを生じることがよくあります。アップデートはできるだけまめに、でもアップグレードは慎重にすることをおすすめします。

アイコン

ファイルやフォルダなどをわかりやすく小さな絵に置き換えたもの。かつてはキーボードでコマンドを入力する必要があった操作が、アイコンをマウスで操作することで簡単にできるようになりました。

プロパティ

さまざまな設定を変更する機能。例えばデスクトップ上で右クリックして画面のプロパティを開くと見た目も色々と変えられます。変えすぎて戻せなくならないよう気を付けましょう。

アカウント

通常はユーザー ID のことを指します。インターネットに繋ぐには、プロバイダと契約してユーザー ID を取得する必要があります。なお、「メールアカウント」といった場合は＠（アットマーク）より前の部分を指します。

KOMOREBI

木もれび

「健康」は、私たちにとって一番大切なことですが、これには、二つの要素があります。

一つは、「体」の健康です。

人間の体には、九つの穴があると言われています。この「９」と言う数字が健康のバロメーターになっており、大切なことなのです。

正常な人の、９×２＝１８は、１分間の呼吸の回数、９×４＝３６は、平熱の体温、９×８＝７２は、１分間の脈拍数、９×１６＝１４４は、血圧の最高値だそうです。

このほかにも、バロメーターはいろいろあるでしょうが、いずれに致しましても、こんな事を参考にしながら、お互いに「体」が資本ですから、体力の維持に務めましょう。

二つめは、「心」の健康です。

悩み事等に起因する、「ストレス」をためておくと、健康に非常に悪く、害を及ぼします。

「ストレス」を発散するには、いろいろな方法があると思いますが、心の健康には、「おおらかな気持ち」になれと言われます。「おおらかな気持ちというのは、いけないことですが、借金をしても返さない、というような気持ちだそうです。過去のいやなことは、早く忘れてしまうことのようです。

そして、良かったことだけを、いつまでま思い出として残しましょう。

どうか、あまり「くよくよ」せず、楽しい人生を歩もうではありませんか。笑って過ごしても一日、泣いて過ごしても一日です。人生はそう長く生きられるものではありません。

「笑う門には、福来たれ」元気で明るい行政書士をめざして、お互いに頑張ろうではありませんか。

（鹿沼支局長　山ノ井一男）

表紙写真　宮の橋

ＪＲ宇都宮駅、田川にかかる『宮の橋』です。

県都･宇都宮市の表玄関の顔として平成４年に、美しく、しかも重厚にかけ直されました。

橋上には、植込みやベンチがあり、暫し腰をおろして遠くの山を眺め、川風に吹かれていると、街の喧騒が遠のき、まるで別世界です。

田川遊歩道（宮の橋北側左岸）には、地元の方たちの心づかいのシバザクラが、ず～っと広範囲に植えられ、春が楽しみです。

ちなみに「宮の橋」は平成１３・１４年度の２年間をかけて宇都宮市で、宇都宮百景事業を行い、宇都宮市民の皆さんの沢山の応募の中から選考を通って、平成１５年２月に選定されました。

選考基準は、市民に愛着、親しみ、誇りを感じさせる魅力的な風景で、①宇都宮の自然の豊かさを感じさせるもの。②宇都宮の古い歴史・伝統・豊かな文化を感じさせるもの。③楽しさ､賑わいなど活力を感じさせるもの。④宇都宮の「顔」にふさわしいもの。⑤「やすらぎ」「うるおい」を感じさせるもの。だそうです。

栃木県行政書士会員の動き

【退　会】　（平成 17 年 9 月 30 日現在）

支　部	氏　　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　　名	退会年月日	備　考
佐　　野	磯　部　公　一	Ｈ 17．9．　2	廃　業	宇　都　宮	神　山　茂　男	Ｈ 17．9．13	廃　業
鹿　　沼	鶴　見　　茂	Ｈ 17．9．26	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　　名	会員番号	変更事項	変　更　内　容
栃　　木	石　川　正　彦	１　７　１　３	事　務　所	栃木市野中町 1365-5 オーガスタハイツ 301 号 TEL 0282-23-3020
上 都 賀	福　田　　豊	８　８　６	事務所の名称	法務行政書士　福田豊事務所
宇 都 宮	小　野　浩　史	１　８　５　９	電話番号	TEL 028-639-8363
宇 都 宮	鈴　木　清　市	１　６　２　４	事　務　所	宇都宮市緑 3-10-15　　TEL 028-684-2070
宇 都 宮	正　木　茂　夫	１　８　７　０	電話番号	TEL 028-674-1705
小　　山	小　嶋　孝　雄	１　７　５　３	事　務　所	小山市城東 3-7-2
宇 都 宮	深　見　　史	１　６　９　９	事　務　所	宇都宮市駒生町 1301　　TEL 028-643-3235

総務部からのお知らせ

行政書士会の駐車場が、舗装整備されましたので、研修会等でお越しの際はご利用下さい。
(会館より南に約１２０ｍ柔道整復師会館斜め前)

業務研修部からのお知らせ

平成１７年１１月１日、５日に行われる相続ＤＶＤ研修の会場が、護国会館に変更になりましたのでお知らせ致します。
なお、時間、その他の変更はありません。

★会費請求について★

１０月は第３回（１０月～１２月）会費の納入月です。銀行、郵便局の自動引き落としをご利用になっている方は残高不足にご注意下さい。

何年前の写真かは不明ですが、昔の「宮の橋」です。表紙の写真と比べてみて下さい。時間の経過がわかりますね。（広報部）

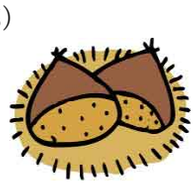

編集後記

表紙写真に秋の色が欲しいが、街の中のこと、目に見える秋はなかなかみつけられない。

（山本）

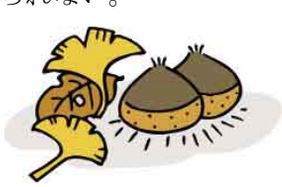

行政とちぎ１０月号 No. 346
発行人　栃木県行政書士会
〒 320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷
（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）